

1 道路交通法（昭和35年法律第105号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～七 （略）

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車椅子並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一～二十三 （略）

2～3 （略）

（自動車の種類）

第三条 自動車は、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大さを基準として、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）、普通自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）及び小型特殊自動車に区分する。

2 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）（抄）

（原動機付自転車の総排気量等の大きさ）

第一条の二 法第二条第一項第十号の内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。

（自動車の種類）

第二条 法第三条に規定する自動車の区分の基準となる車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさ（以下この条において「車体の大きさ等」という。）は、次の表に定めるとおりとする。

自動車の種類	車体の大きさ等
大型自動車	大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が一、〇〇〇キログラム以上のもの、最大積載量が六、五〇〇キログラム以上のもの又は乗車定員が三〇人以上のもの
中型自動車	大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が七、五〇〇キログラム以上一、〇〇〇キログラム未満のもの、最大積載量が四、五〇〇キログラム以上六、五〇〇キログラム未満のもの又は乗車定員が一人以上二九人以下のもの
準中型自動車	大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が三、五〇〇キログラム以上七、五〇〇キログラム未満のもの又は最大積載量が二、〇〇〇キログラム以上四、五〇〇キログラム未満のもの
普通自動車	車体の大きさ等が、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車について定められた車体の大きさ等のいずれにも該当しない自動車
大型特殊自動車	カタピラを有する自動車(内閣総理大臣が指定するものを除く。)、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、ロード・スタビライザ、タイヤ・ドーザ、グレーダ、スクレーパ、ショベル・ローダ、ダンパ、モータ・スイーパー、フォーク・リフト、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、アスファルト・フィニッシャ、ホイール・ハンマ、ホイール・

	ブレーカ、フォーク・ローダ、農耕作業用自動車、ロータリ除雪車、ターレット式構内運搬車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車及び <u>内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車(この表の小型特殊自動車の項において「特殊自動車」という。)</u> で、小型特殊自動車以外のもの			
大型自動二輪車	総排気量が〇・四〇〇リットルを超え、又は定格出力が二〇・〇〇キロワットを超える原動機を有する二輪の自動車(側車付きのものを含む。)で、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
普通自動二輪車	<u>二輪の自動車(側車付きのものを含む。)</u> で、 <u>大型特殊自動車、大型自動二輪車及び小型特殊自動車以外のもの</u>			
小型特殊自動車	特殊自動車で、車体の大きさが下欄に	車体の大きさ		
	<u>該当するもののうち、一五キロメートル毎時を超える速度を出すことができない構造のもの</u>	長さ	幅	高さ
		四・七〇メートル以下	一・七〇メートル以下	二・〇〇メートル(ヘッドガード、安全キャブ、安全フレームその他これらに類する装置が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが二・〇〇メートル以下のものにあつては、二・八〇メートル)以下
備考 車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似するものとして内閣総理大臣が指定する三輪の自動車については、二輪の自動車とみなして、この表を適用する。				

- 3 道路交通法施行規則第一条の二の規定による原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車のうち、道路交通法第二条第一項第十号の総理府令で定める大きさが総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとされることとなる三輪以上のものを指定する件(平成2年総理府告示第48号)(抄)

(略)

車室を備えず、かつ、輪距(二以上の輪距を有する車にあっては、その輪距のうち最大のもの)が〇・五〇メートル以下である三輪以上の車及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五〇メートル以下である三輪の車

- 4 道路交通法施行規則第二条の表大型特殊自動車の項の規定に基づく内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件(平成21年内閣府告示第3号)(抄)

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第二条の表大型特殊自動車の項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を次のように定める。

一 (略)

二 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第七十七条第一項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用される自動車(車体の大きさが長さおおむね百五十センチメートル、幅おおむね七十センチメートルを超えないものに限る。以下この号及び次号において「特定自動車」という。)のうち、道路運送車両法(昭和三十六年法律第百八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車に該当するもの以外のものであって、道路運送車両の保安基準(昭和三十六年運輸省令第六十七号。次号において「保安基準」という。)及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号。次号において「細目告示」という。)の規定のうち、次に掲げる規定に適合しないもの

イ 昼間に限り運転する特定自動車にあっては、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百二十号。ロ及びハにおいて「基準緩和告示」という。)第一条第八号に規定する規定

ロ 二輪の特定自動車にあっては、基準緩和告示第一条第九号に規定する規定

- ハ イ及びロに掲げる特定自動車以外のものにあつては、基準緩和告示第一条第七号に規定する規定
- 三 特定自動車のうち、前号に規定する原動機付自転車に該当するものであつて、保安基準及び細目告示のうち、次に掲げる規定に適合しないもの
 - イ 昼間に限り運転する特定自動車にあつては、道路運送車両の保安基準第六十七条第一項の規定により準用する同令第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成二十七年国土交通省告示第八百五十七号。ロにおいて「原動機付自転車に係る基準緩和告示」という。)第三号に規定する規定
 - ロ イに掲げる特定自動車以外のものにあつては、原動機付自転車に係る基準緩和告示第一号及び第二号に規定する規定